

令和6年度諮問（情）第3号
答申（情）第127号

「成績不良者の昇給の取扱い訂正に関する文書の公文書部分開示
決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）で非開示とされた部分のうち、別表に掲げる部分は、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 公文書開示請求書の提出

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により令和5（2023）年12月11日付けで次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

令和5年度に発生した号級設定ミスによる職員への給与過払いについて、発生原因の調査結果を報告する公文書及び対策を施したことを報告する公文書の開示を求める。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、「成績不良者に係る令和5年4月1日昇給の取扱い訂正について」（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和5（2023）年12月21日付けで条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和6（2024）年2月21日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定に基づき、令和6（2024）年6月11日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件公文書の「1 概要」及び「3 今後の対応方針」の非開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由等

職員の定期昇給決定にミスが発生したならば、ミス発覚の経緯及びミス回避のための対策を公にし、信頼回復に努めることは官公庁としての責務である。

また、発覚の詳細な経緯や今後の対応方針に関する部分に、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられず、仮にあったとしても、公共の福祉の観点から、処分庁が述べるような不利益は受忍が求められる。

第4 実施機関の主張要旨

1 非開示理由について

条例第7条第5号エに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当することから非開示とした。

2 非開示理由の具体的内容について

(1) 「1 概要」の非開示部分について

公にすることにより個人が特定されるおそれがあり、このことが率直な通報、指摘、意見表明等を妨げ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 「3 今後の対応方針」の非開示部分について

人事管理全般における対応方法であり、公にすることにより人事管理全般において担当職員が中傷、圧力、誤解等を受けるおそれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第7条第5号エに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当することから非開示

としている。

「おそれがある」かどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要と解されているため、この点を踏まえ、審査会においてインカメラ審理を行った結果、非開示部分の妥当性について判断する。

(1) 「1 概要」の非開示部分について

実施機関は、上記第4の2(1)のとおり、公にすることにより個人が特定されるおそれがあり、このことが率直な通報、指摘、意見表明等を妨げ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして非開示としている。

確かに「1 概要」の非開示部分には、事務処理の誤りを指摘した個人が特定され得る記述が含まれており、これを開示することで率直な指摘等を妨げ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるといえるため、当該部分は、非開示とすべきである。

しかし、そのようなおそれがない部分まで非開示としているため、当該部分は、開示すべきである。

(2) 「3 今後の対応方針」の非開示部分について

実施機関は、上記第4の2(2)のとおり、人事管理全般における対応方法であり、公にすることにより人事管理全般において担当職員が中傷、圧力、誤解等を受けるおそれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして非開示としている。

しかし、「3 今後の対応方針」の非開示部分には、一般的な再発防止策が記載されているのみであり、これを開示することでそのようなおそれがあるとはいえないため、当該部分は、開示すべきである。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 (2024) 年 6 月 11 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年 2 月 26 日 (第65回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和 7 (2025) 年 3 月 18 日 (第66回審査会第 2 部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)

別表

項目名	開示すべき部分
1 概要	3行目の5文字目から27文字目まで、 3行目の43文字目
3 今後の対応方針	非開示部分の全て